

地域福祉活動助成金 募集要項

富士見市社会福祉協議会の理念

「誰もが人として尊重され、安心して暮らせる街・富士見市を目指して」

目的を達成するためにボランティア団体を応援します！

ボランティア活動助成		居場所づくり活動助成	
助 成 額			
継続 申請団体 1団体の上限 3万円	新規 申請団体 1団体の上限 1万円	参加人数に応じて 1万5千円 ～ 3万円	多様な場づくりへ ステップアップで 2万円 ～ 5万円
		または	
参加者への保険も助成対象！			
簡単要件 check ! ①ボランティア センター登録 ②概ね月1回以上の 活動 ③会員数3名以上	書類作成サポート ※事前にお電話で ご連絡ください	実施主体 社会福祉法人 富士見市 社会福祉協議会	社協の HP 

(1) 目的

「誰もが人として尊重され、安心して暮らせる街・富士見市を目指して」

あなたの団体と社協がパートナーとなり、一緒に進めるための助成金です。

- ・富士見市らしい地域福祉の推進と地域共生社会の実現を図ることを目的として実施します。
- ・市民が地域の福祉的な課題に関心を持ち、その解決のために、協力し合いながら取り組むボランティアの活動に対し、必要な経費の一部を負担します。

(2) 助成対象区分と団体の要件

- ・対象の団体は、以下の全てに該当する団体です。

活動場所	市内
団体の種類	ボランティア団体（自立している任意団体）
設立	立ち上げ1年以上で活動実績のある団体 ※活動1年未満の団体も可
実績	概ね月1回以上（予定を含む。）
会員人数	3名以上（親族のみの構成を除く。）
会則・事業計画	あり
ボランティアセンターへの登録	必要

(3) 助成対象の実施期間及び受付期間

実施期間：2023年4月1日～2024年3月31日

受付期間：2023年4月1日～2023年12月1日午後5時 ※郵送のみ必着

※受付期間が過ぎても申請団体の事情により受理できる場合もありますので、ご相談ください。

(4) 助成対象事業

・以下の全てに該当する事業です。

項目	ボランティア活動助成
内容	<p>地域社会に発生する福祉課題（福祉ニーズ）に取り組む以下の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい児・者、乳幼児とその親、あるいは福祉的な課題を抱えている世帯などを支援する活動 ・地域福祉の視点で行う学習会、研修会、講演会等の開催 ・地域福祉に関して必要な調査、研究活動 ・地域福祉活動に必要な器具、器材の開発または購入 ・団体またはグループの地域福祉活動にかかわる市民への啓発活動 ・地域福祉及び地域共生社会の推進のために行う先駆的またはモデル的活動
市民の参加	市民が主体的に参加していること
実施場所	原則として市内

項目	居場所づくり活動助成	
	対象を限定した場づくり	多様な場づくり
内容	<p>地域で交流を深めることができる居場所づくりを行うための事業</p> <p>高齢者、障がい児・者、乳幼児とその親など参加要件を設けて実施する活動 (会則に記載のこと)</p>	<p>参加要件を設けないで実施する活動 (会則に記載のこと)</p>
市民の参加	市民が主体的に参加していること	
実施場所	原則として市内	

・以下は対象になりません。

- ①同一の団体での複数申請（ただし、ボランティア活動助成と居場所づくり活動助成の複数申請を除く。）
- ②国、県、市及び富士見市社会福祉協議会から助成等を受けている地域福祉活動
- ③介護保険事業及び障害者総合支援法による障害福祉サービス事業
- ④有償での活動
- ⑤趣味やサークル活動など自助を目的とした活動
- ⑥その他適切でないと認めた事業

(5) 助成金額

- ・決算時に助成金が残った場合、返還が必要です。
- ・助成金には、富士見市からの補助金（税金）が充てられています。大切に活用ください。

ボランティア活動助成		<ul style="list-style-type: none"> ・ 3万円以内 ※ただし初年度申請団体は、1万円以内
居場所づくり活動助成	①対象を限定した場づくり	参加延べ人数に応じて次の額とする (1)300人未満 1万5千円 (2)300人以上 400人未満 2万円 (3)400人以上 500人未満 2万5千円 (4)500人以上 3万円
	②多様な場づくり	参加延べ人数に応じて次の額とする (1)300人未満 2万円 (2)300人以上 400人未満 3万円 (3)400人以上 500人未満 4万円 (4)500人以上 5万円
	①②共通 保険費	当該年度の事業計画に基づき、富士見市社会福祉協議会が取り扱うボランティア行事用保険の中でA1又はCタイプの保険料とする。

(6) 対象経費

- ・対象事業の実施に直接必要な経費で、以下の項目に該当するものを想定しています。

項目	内容	ボランティア活動助成	居場所づくり活動助成
報償費	講師、専門家、出演者等に渡す報酬及び謝礼	○	○
保険料	活動中の傷害保険、損害賠償保険等の保険料。	○	○
	個人にかけるボランティア保険料	対象外	対象外
研修参加費	自分たちの資質向上及び学びのための研修に参加するための費用	○	○
通信運搬費	広報等に最低限必要な郵送料	○	○
	団体名義で契約する電話、ファックス、インターネット等の使用にかかる通信費。または、常識の範囲内での個人の所有する携帯等の利用料（領収書必要）	○	○
光熱水費	電気、ガス及び水道料金等の公共料金	対象外	対象外
賃金等	現金・物品に関わらず、団体に属するメンバーへの謝礼や賃金	対象外	対象外
交際費 慶弔費	金品の授与（お歳暮やお土産等の贈答品、食材や日用品の配布等）にかかる費用。慶弔にかかる費用	対象外	対象外
分担金 寄付金	会費、募金、寄付金等	対象外	対象外
印刷製本費	チラシ・ポスター等の印刷製本、書類の作成に必要な費用	○	○
交通費、旅費	研修等に参加するための交通費	○	○
食糧費	自分たちの飲食（食事、弁当、茶菓等）にかかる費用	対象外	対象外
	講師、専門家、出演者、参加者等のための飲食（食事、弁当、茶菓等）にかかる費用	○	○
	酒類の提供にかかる費用	対象外	対象外
	外食にかかる費用	対象外	対象外
消耗品費	文具、雑品類等事業に必要な消耗品	○	○
備品費	5年以上形状が変わらず使用可能、かつ1品1万円を超えるものを購入する費用	○	○
使用料及び 賃借料	活動に必要な会場及び機器類を借りる費用	○	○
	団体の資材を保管する倉庫の借上げ費用	対象外	対象外
	団体の事務を行うための部屋の借上げ費用	対象外	対象外
領収書が無いもの	領収書等で団体が支払ったことを明確に確認することができない費用	対象外	対象外
減価償却	減価償却にかかる費用	対象外	対象外

※ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

(7) 申請手続き

- ・下記の書類を提出してください。
- ・申請書類は社協ホームページからダウンロードできます。
社協の窓口でも配布します。
- ・申請書類は原則として返却しません。

提出書類	ボランティア 活動助成	居場所づくり 活動助成
様式第1号 申請書	○	○
様式第2号 予算書	○	○
様式第8号 現況届	不要	○
申請年度の事業予定が分かるもの	○	○
会員名簿 ※代表者、会計、監査を明らかにすること	○	○
団体の会則、規約もしくはそれに代わるもの	○	○
通帳の写し又は振込先口座が分かるもの ※原則団体名義または会の名簿にある役員の名義であること	○	○
その他（会報など）	あれば提出	あれば提出

(8) 交付決定

- ・審査により、予算の範囲内で社協会長が交付（不交付）を決定します。

(9) 事業の報告・中止

①実績報告

- ・最終締め切り2024年4月15日（月）午後5時 ※郵送の場合必着
- ・書類は社協ホームページからダウンロードできます。

提出書類	ボランティア 活動助成	居場所づくり 活動助成
様式第4号 報告書	○	○
様式第5号 決算書	○	○
様式第6号 活動報告書	○	不要
様式第7号 活動報告書	不要	○
事業の写真や広報誌等に掲載された記事、印刷物、啓発チラシ等	あれば提出	あれば提出

②変更（中止）手続き

- ・事業内容を変更または中止（廃止）をするときは、速やかにご相談ください。

（10）助成金の返還

- ・翌年度に繰り越すことはできません。
- ・事業が終わった（決算）ときに、使用した助成金に残額が発生したときは、助成金の一部（または全部）を返還する必要があります。
- ・実績報告書を精査し、返還金の額及び返還期限を返還通知書（様式第9号）により通知します。
- ・上記のほか、下記の理由で助成金交付決定の取り消しを受けたときは、助成金を返還する必要があります。
 - （1）偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
 - （2）助成金を他の用途に使用したとき
 - （3）その他助成金の交付決定の内容、またはこれに付した条件、規程等に違反したとき

（11）個別相談・各種書類作成のサポート

- ・助成金の個別相談は、予約制です。下記問い合わせ先までご連絡ください。
- ・新規に立ち上げをする団体や初めて助成金を申請する団体は、各種書類の作成をサポートします。まずは、個別にご相談ください。

（12）実施主体・問い合わせ先

社会福祉法人富士見市社会福祉協議会 地域福祉グループ

〒354-0021

富士見市大字鶴馬1932-7 「市民福祉活動センターぱれっと」内

電話049-254-0747 FAX049-255-4374

メール fujimi-vc@fujimi-shakyo.or.jp

ホームページ <https://www.fujimi-shakyo.or.jp/>